

～児童生徒・保護者のみなさまへ～

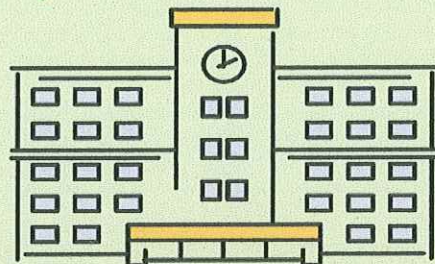
ひとりでなやまないで
そうだんしてね

がっこうそうだん 学校相談 ダイヤル

せい ぼう りよく
性 暴 力

セクハラ

たい ばつ
体 罰



広島県教育委員会事務局

(0 8 2)5 1 3-4 9 1 7

女性
担当者

(0 8 2)5 1 3-4 9 1 8

女性
担当者

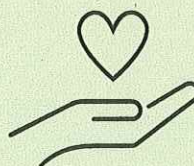
(0 8 2)5 1 3-4 9 8 5

(0 8 2)5 1 3-4 9 1 9

広島県立教育センター

女性
担当者

(0 8 2)4 2 7-3 0 7 6



どの電話番号
にかけても
大丈夫だよ。

相談時間 月曜日から金曜日までの午前8時30分から12時まで、午後1時から午後4時まで(祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

「性暴力とは」?

性暴力とは、あなたが望まない性的な行為のことです。

相手が恋人や家族、顔見知りだったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

また、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、各学校において、

「生命(いのち)の安全教育」を推進しています(裏面の保護者向け資料参照)。

詳しくは、こちらのQRコードからご確認ください。

生命の安全教育
(文科省 HP)



「性暴力」につながりかねない行為かも…

自分の体を触られて
びっくりしたり、嫌な
気持ちになった。

先生と2人きりになって
こわい思いをした。

何度も繰り返しカメラ
を向けられた。

自分だけ周りの友達と
違う呼び方をされた。



広島県教育委員会

生命（いのち）の安全教育について ～保護者のみなさんへ～

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、このたび、有識者の意見も踏まえ、教材及び教職員向けの指導の手引きを作成しました。

保護者のみなさまにおかれては、子供の性暴力被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」について、御理解と御協力をお願いいたします。

- 教材及び教職員向けの指導の手引きは、学校等向けに作成したものです。各家庭においても参考にいただければと考えています。性暴力被害に遭った場合の対応や相談先等についても掲載しています。
- 子供が受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。本教材等を参考に、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。

教材の主な内容

【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

「生命（いのち）の安全教育」の各段階の教材・指導の手引きは、以下のURL及びQRコードより閲覧・ダウンロードが可能です。

保護者のみなさんにもお読みいただき、子供の性被害防止に役立てていただくと幸いです。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



もしもお子さんから被害の相談を受けた場合はこちらにご相談ください。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通番号 # 8 8 9 1（はやくワンストップ）

産婦人科医療（証拠採取・緊急避妊薬の処方等）やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

(URL) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html



性暴力・セクハラ・パワハラ・体罰に関する相談窓口

【県教育委員会事務局】

専用電話 **082-513-4917 082-513-4985**

082-513-4918 (女性担当者)

082-513-4919 (女性担当者)

【広島県立教育センター】

専用電話 **082-427-3076** (女性担当者)

〔相談時間〕

月曜日から金曜日までの午前8時30分から12時、午後1時から午後4時まで
(祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

【東広島市教育委員会事務局】

〔パワー・ハラスメント相談窓口〕

学事課(窓口：管理主事) **082-420-0975**

〔性暴力、セクハラ、体罰相談窓口〕

指導課 専用電話 **082-420-0971**

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

〔相談時間〕

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
(祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

※いずれも女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。